

## 令和7年度農業支援サービストライアル事業募集要領

### 1 総則

農業支援サービストライアル事業の募集等については、農業支援サービストライアル事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この募集要領に定めるところによります。

### 2 事業内容

集落営農組織等に対してドローン防除を実施する農業支援サービス事業体を支援します（初回利用分に限る）。補助対象経費、補助率等は実施要領の別表に掲げるとおりとします。

### 3 応募できる者

実施要領第2の2の事業実施主体の要件を満たす農業支援サービス事業体とします。

### 4 募集期間

令和7年6月2日（月曜日）～令和7年6月27日（金曜日）12時（必着）

**※締切前であっても予算額に達した場合は募集を締め切り、県ホームページにて掲載します。**

### 5 応募方法

下記のとおり、電子メールにより応募書類を提出してください。

**ただし、下記6に記載のとおり内容が適当であると認められるものの中から『先着順』により採択者を決定し、予算に達し次第、募集を締め切り、その旨を県ホームページに掲載します。**

**※提出にあたっては、「(3)注意事項」を必ず御確認ください。**

#### (1) 提出書類

①農業支援サービストライアル事業 事業計画書（実施要領 様式第1号）

②ドローンによる防除作業の提供先一覧表（実施要領 様式第1号別添1）

③農業者との契約内容（状況）がわかるもの

（見積書や契約書（案）等の具体的な契約内容がわかるもの）

④事業実施主体の定款・規約等（農業者の組織する団体の場合）

⑤財務状況が分かる資料（財務諸表等）

⑥事業実施体制の分かる資料（実施要領 様式第1号別添3）（任意）

※⑥で提出いただいた内容については、岡山県ホームページにて公表します。

（県ホームページでの公表に同意を得た場合のみ）

#### (2) 提出先

メールアドレス：trial-s@pref.okayama.jp

#### (3) 注意事項

①件名は、「農業支援サービストライアル事業 申請（申請者氏名又は申請事業者名）」としてください。

例：農業支援サービストライアル事業 申請（株式会社 オカヤマドローン）

②本文には、下記事項を必ず記入してください。

・申請者氏名（事業を実施する者、法人等の場合は事業者名及び代表者名）

※法人等の担当者が申請する場合は、送信者の氏名、申請者・法人等との関係を明記してください

- ・申請者住所（法人等の場合は事業所の所在地）※岡山県内に限る
  - ・申請者電話番号（平日の日中に連絡可能な連絡先）
- ③データの容量が大きい場合（1通あたりのデータ容量が10MB以上の場合）は、複数に分けて送信してください。その場合、件名や本文で何通目であることが分かるように明記してください。
- ④ファイル様式は、Word、Excel、PDF、JPEGのいずれかとしてください。
- ⑤県で、電子メールを受信した場合は、受信を確認した旨の返信を行います。複数に分けて送信された場合はそれぞれの電子メールに返信しますので、すべての電子メールに返信が来ているか御確認をお願いします。送信から1週間以上（土日・祝日を除く）経過しても受信確認の電子メールが届かない場合は、お手数ですが農産課までお問い合わせください。
- ⑥フリーメールは事業者側がメールの内容の検索・閲覧を可能とした利用規約を定めている場合があります、申請情報等がメール事業者側に漏洩する可能性があります。フリーメールの御利用に際しては、各事業者の利用規約を御確認ください。なお、フリーメールを利用したことによる情報漏洩等が発生した場合について、県では一切の責任を負いません。

## 6 審査及び採択

- (1) 提出書類を審査し、内容に不備や疑義等がある場合は、県から応募者に修正、追加資料の提出や説明を求めます。県が内容照会した日から概ね5営業日以内に内容確認できない（連絡がとれない）場合は、申請は無効となります。
- (2) 審査により内容が適当であると認められるものの中から先着順により採択します。

### 【先着順の考え方】

- ①申請のあった日時（電子メールによる申請の場合は申請のなされた日時、持参の場合は上記提出先への到着日時）の早いものを先着とします。
- ②同日かつ同時刻の申請が複数あり、かつ申請額の合計が予算額を超過する場合は、補助金額の少ない事業計画から順に採択します。

## 7 事業採択後の手続等

事業の採択（事業計画の承認）を受けた者は、速やかに「岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて補助金の交付申請を行ってください。この時に、県徴収金等（税金）の滞納がないことの証明書の添付が必要となります。

また、事業の実施（ドローンによる防除作業）後、実施要領及び交付要綱に基づく事業実績報告書（実施要領 様式第5号、交付要綱 様式第4号）に必要な書類を添付して、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、上記5の2の提出先に提出してください。補助金は精算（後）払いとなります。

## 8 留意事項

- (1) 事業実施期間（ドローンによる防除作業と、付随する事務を行う期間）は、補助金の交付決定の日から、令和8年2月末日までとします。なお、県から補助金の交付決定通知が届く前に契約を締結したドローンによる防除作業に係る経費は、補助の対象となりません。
- (2) 補助対象経費は、集落営農組織等がドローンによる防除作業を初めて利用する場合の作業料金に限りです。
- (3) 補助の対象とならない経費は以下のとおりです。
  - ・ドローンによる防除に係る作業料金以外の経費（薬剤費や交通費等）
  - ・国又は地方公共団体の他の類似事業での取組に係る経費
  - ※ドローンによる防除作業の利用者（集落営農組織等）における取組も含む

- ・ 補助対象経費であっても、経費の根拠が不明確で履行確認できない経費
- (4) 事業計画で見積もられた金額について、一部の不実施、対象経費の精査や予算配分額の調整等の理由により減額となる場合があります。
- (5) 事業実績の内容確認において、実施できなかった経費、履行確認できない経費については、交付決定額から減額して金額を確定する場合があります。なお、交付決定額から 30%以上の減額をあらかじめ見込む場合は、別に定める手続きが必要となります。
- (6) 本事業の実施に関連して生じた損害について、県は一切の責任を負いません。

## 9 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県庁 農林水産部 農産課 農産振興班 (9:30~17:15 (平日のみ))

電話番号 : 086-226-7424